

## 佐渡市 パートタイム会計年度任用職員 募集要項

佐渡市では、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を任期とする、「パートタイム会計年度任用職員」を募集していますので、下記のとおり応募してください。

### 記

#### 1 応募について

(1) 募集内容の詳細は佐渡市ホームページのほかハローワーク求人票等でご確認ください。

(2) 応募は1人1職種に限ります。

同時期に公募されている他の佐渡市会計年度任用職員の募集と重複しての応募はできません。

(3) 次にいずれかに該当する方は、応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・佐渡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

#### 2 提出書類

	書類	備考
必須	佐渡市会計年度任用職員 応募用紙（佐渡市所定履歴書）	・提出先やハローワークで配布、佐渡市ホームページで公開 ・写真を貼付 ・ <u>市販の履歴書は不可</u>
必須	返信用封筒（長形3号）	・84円分の切手を貼付、宛名に応募者の住所氏名を記載
資格が必要な職種	必要な資格が分かる 証書・免許状の写し	
必須	ハローワークからの紹介状	・佐渡市に直接申し込む場合は不用

#### 3 応募書類提出先

佐渡市ホームページ及び求人票に記載されています。（佐渡市役所募集担当部署、希望就業場所等）

4 選考 随時、面接等の選考を実施します。（日時は別途連絡します。）

5 選考結果 担当部署から、採用の場合は採用通知書、不採用の場合は不採用通知書を送付します。  
なお、提出された書類は佐渡市役所の責任で破棄します。

## 6 その他

(1) 採用はすべて条件付での採用となり、原則として採用から1か月間（試用期間）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

ただし、採用後1か月の勤務が15日に満たない時は、15日に達するまでが試用期間となります。

また、正規職員と同様に、守秘義務（職務上知り得た秘密を守る義務）や兼職禁止（公務以外での営利企業に従事することの制限）などの地方公務員法の規定が適用されます。詳細は佐渡市ホームページにある例規集をご覧ください。

(2) 任用期間満了後に再度任用される可能性があるときは求人票に「契約更新の可能性 あり」と記載されています。再度の任用は事業の必要性によりその職が継続される場合で、勤務成績などに基づき勤務態度が良好な場合は、4回まで行うことがあります。（自動更新ではありません。）

(3) マイカー通勤は徒歩で2km以上の場合可能となります。

マイカー通勤者で週の所定勤務時間が30時間以上の者については、駐車場使用料300円/月が徴収されます。

【問い合わせ】 佐渡市役所 総務課 人事係

TEL：0259-63-3111